

こまきしたぶんかきょうせいきょうぎかいせつちようこう
小牧市多文化共生協議会設置要綱

平成31年3月31日
31小シ第1855号

せつち
(設置)

第1条 小牧市多文化共生推進プラン【第2次プラン】(以下「プラン」という。)の策定にあたり、市民、企業及び地域の意見を聴くため、小牧市多文化共生協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

しよしやうじむ
(所掌事務)

第2条 協議会は、プランの策定に関し必要な事項を検討するものとする。

そしきとう
(組織等)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 外国人の雇用に関わる企業等の役員、従業員等

(3) 地域における多文化共生に係る活動を行っている団体の役員及びその構成員

(4) 市の多文化共生事業に携わる者

(5) その他市長が必要と認める者

3 委員は、プランが策定された日をもって解任されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

かいちやうおよ ふくかいちやう
(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

しよむ
(庶務)

第6条 協議会の庶務は、シティプロモーション課において処理する。

ざつそく
(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、

かいちょう きだ
会長が定める。

ふ そく
附 則

- 1 このようこうは、へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成31年3月31日から施行する。
- 2 このようこうは、だい じょうだい こう きてい いいん かいにん ひ
この要綱は、第3条第3項に規定する委員の解任の日をもってその
こうりよく うしな
効力を失う。